様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年10月 8日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃもざいく  一般事業主の氏名又は名称 株式会社モザイク  （ふりがな）あさみ　あきみ  （法人の場合）代表者の氏名 浅見　秋美  住所　〒371-0344  群馬県 前橋市 昭和町２丁目１番８号  法人番号　5070001003610  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページのページタイトル：DX推進基本方針 | | 公表日 | ①　2025年10月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに記載  　https://www.mosaic-web.net/company.html#dx  　DX経営方針 | | 記載内容抜粋 | ①　株式会社モザイクは、お客様に「新しい価値の提供」と「業務効率化」を迅速に提供できる会社を目指しています。 従来から提供していた価値「システム構築技術」「クラウドサービス」「セキュリティ」に加え「ＡＩ」「ＤＸ」を更に推進してまいります。 DX（デジタルトランスフォーメーション）は、AIとともに当社の経営戦略の重要な柱であり、以下の方針に基づき推進してまいります。  DX経営方針  変化する市場やお客様のニーズに迅速に対応する必要があります。  １）ＡＩ，ＤＸ技術を利用して、「新しい価値」を提供できる会社を目指します。  ２）「業務効率化」システムを迅速に提供できる会社を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　ホームページの記載内容・文章は全て代表意思決定機関である代表取締役の作成・承認・公表を経ております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページのページタイトル：DX推進基本方針 | | 公表日 | ①　2025年10月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに記載  　https://www.mosaic-web.net/company.html#dx  　DX戦略の推進と指標について | | 記載内容抜粋 | ①　以下のプロジェクトを通じてDXの実現に取り組みます。  １）営業部門  ①SFA/CRMツール活用率：100%  SFAツールを利用してコンタクト内容を記録して、次回以降の営業運用のリードタイムの削減に活用します。  ②顧客とのコンタクト件数：10%増  CRMツールを利用して取得して顧客アンケートを分析し、顧客のニーズを洗い出しコンタクト件数を増やします。  ２）管理部門  ①総務・経理の業務時間削減：30%減  市販ツールを導入することで、総務・経理のデータ連携を行うことで、業務時間の削減を図ります。  ②受発注業務、契約業務の自動化率：30%増  市販ツールを導入することで、受発注・契約業務の自動化を推進することで、業務時間の削減を図ります。  ３）技術・開発部門  ①新しいDX技術の習得を２つ達成する  新規DX技術を教育若しくは研修を通じて習得し、その利用実績を公開して保有するDX技術をアピールします。  毎月15日に指標の計測を行います。定期的な進捗確認と課題解決により、持続的なDX推進を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　ホームページの記載内容・文章は全て代表意思決定機関である代表取締役の作成・承認・公表を経ております。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当社ホームページのページタイトル：DX推進基本方針  　DX人材の育成について | | 記載内容抜粋 | ①　＜DX推進体制＞  ・全社横断のDX推進部を設置し、  ・DX推進リーダーを配置し、月1回推進会議を開く  ・年2回進捗レビューを行う  ※体制図  　　社長―DX推進リーダー  　　　　　　　　社員  ＜人材の育成＞  ・DX研修（高度分析/可視化）を体系化。  ・社内DXアイデアコンテストで現場発の改革を推奨  DX人材の育成について  １）メンバーのスキル向上  ①利用スキル  /SFAツール、マーケティング ツールの活用  ＜補足＞  ＊購入した経理系クラウドシステムを使いこなし、効率を上げる  ＊購入した営業系クラウドシステムを使いこなし、持続的な顧客との関係を築く。アクセス効率を上げコンタクト回数を増やす。  ②開発スキル  AIを応用したWEBアプリ、スマホアプリの開発を推進  ＜補足＞  ＊一部のスキルの高いメンバーの技術を、研修により経験がすくないメンバーにも習得する機会をつくる  ２）対象となる技術カテゴリに関して「社内勉強会」、または、「オンラインセミナーの受講」をおこなっていきます。  ①IT/システム構築/プログラミング  ②AI利用/AI-エージェント構築  ③DX　利用技術  ④セキュリティ |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当社ホームページのページタイトル：DX推進基本方針  　ITシステム環境の整備に向けた方策 | | 記載内容抜粋 | ①　・データ基盤の構築  社内環境とクラウド環境の維持管理。レガシーシステムとならないようにメンテナンスを行う  社内外のデータを統合・活用するため、リアルタイム分析結果やAIのさらなる活用を促進する  ・業務システムの高度化  購入した営業ツール・経理系ツールの活用範囲を広げる  ・ネットワーク環境の最適化  外部アクセスを含めセキュアな環境を維持する |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページのページタイトル：DX推進基本方針 | | 公表日 | ①　2025年10月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに記載  　https://www.mosaic-web.net/company.html#dx  　DX戦略の推進と指標について | | 記載内容抜粋 | ①　１）営業部門  ①SFA/CRMツール利用率：100%  ②顧客とのコンタクト件数：10%増  ２）管理部門  ①総務・経理の業務時間削減：30%減  ②受発注業務、契約業務の自動化率：30%増  ３）技術・開発部門  ①新しいDX技術の習得を２つ達成する  毎月15日指標の計測を行います。定期的な進捗確認と課題解決を行い、持続的なDX推進を実現します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年10月 8日 | | 発信方法 | ①　当社ホームページのページタイトル：DX推進基本方針  　当社ホームページに記載  　https://www.mosaic-web.net/company.html#dx  　DX推進基本方針のトップとラストのメッセージ | | 発信内容 | ①　株式会社モザイクは、お客様に「新しい価値の提供」と「業務効率化」を迅速に提供できる会社を目指しています。 従来から提供していた価値「システム構築技術」「クラウドサービス」「セキュリティ」に加え「ＡＩ」「ＤＸ」を更に推進してまいります。 DX（デジタルトランスフォーメーション）は、AIとともに当社の経営戦略の重要な柱であり、以下の方針に基づき推進してまいります。  株式会社モザイクは、「DX推進」に関する、これらの取り組みを通じて、お客様に「新しい価値の提供」と「業務効率化」を迅速に提供できる会社を目指してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。